

## 会議録（１）

会議の名称	令和２年度 第２回 飯能市障害福祉審議会
開催日時	令和２年１１月２０日（金） 開会 午後６時３０分 閉会 午後８時２５分
開催場所	飯能市総合福祉センター 大会議室
会長氏名	曾根 直樹
出席委員	曾根 直樹      大森 三起子      角田 健一      窪寺 朋子 桑山 和子      齋藤 みどり      坂本 美津子      佐藤 智恵美 原 陽一      野田 剛      吉岡 かおる
欠席委員	岡田 京子      樽澤 久美子      神山 秀昭      小島 崇幸 加藤 久子
説明者の職氏名	健康福祉部長兼福祉事務所長 町田 守弘 障害者福祉課長兼つぼみ園長 安藤 礼子 障害者福祉課主幹（相談支援担当）山本 賢
傍聴者の数	なし
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	健康福祉部長兼福祉事務所長 町田 守弘 障害者福祉課長兼つぼみ園長 安藤 礼子 障害者福祉課主幹（障害総務担当リーダー）石川 泰伸 障害者福祉課主幹（相談支援担当リーダー）山本 賢 障害者福祉課主幹（つぼみ園副園長）佐藤 昌代 障害者福祉課主査（障害総務担当）福島 明広 障害者福祉課主査（相談支援担当）佐藤 正也 障害者福祉課主任（相談支援担当）岩田 悦宏
飯能市委託事業所	飯能市すこやか福祉相談センターいなり町 野崎 光子 飯能市すこやか福祉相談センターさかえ町 有賀 りつ子 飯能市すこやか福祉相談センターみなみ町 山口 晋 飯能市すこやか福祉相談センターはちまん町 森田 亜由美 飯能市精神障害者地域活動支援センター希望 萩原 純子 飯能市障害者就労支援センター 蜂須賀 たか子

## 会議録（２）

議事録の概要（経過）・決定事項	
1	開会（午後６時３０分） 障害者福祉課長
2	あいさつ 曾根会長
3	諮問 「第６期飯能市障害福祉計画及び第２期飯能市障害児福祉計画（案）」について ・健康福祉部長兼福祉事務所長から曾根会長へ諮問を行った。
4	議事 「第６期飯能市障害福祉計画及び第２期飯能市障害児福祉計画」の策定について ・配布資料に基づき、事務局より説明を行い、内容の審議を行った。 ・意見等がある場合には、１２月４日（金）までに事務局へ提出をしていただくこととした。 ・令和２年度第３回飯能市障害福祉審議会において、答申をいただくこととした。
5	その他 ・特になし
6	閉会（午後８時２５分） 障害者福祉課長
備考	

## 会議録（３）

発 言 者	発 言 内 容
課長	<p>それでは、議事に入らせていただきます。会長に議長をお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>では、議事の「第６期飯能市障害福祉計画及び第２期飯能市障害児福祉計画」の策定についてを議題といたします。</p> <p>まず、第６期飯能市障害福祉計画の部分について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
主幹 (相談支援担当)	<p>(資料により説明)</p>
会長	<p>第６期飯能市障害福祉計画について説明がありました。</p> <p>何かご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。</p>
委員	<p>各事業所での人材不足が深刻であるため、社会福祉協議会との連携を計画に位置付け、人材育成の研修及び人材の確保に力を入れていただきたいと思います。また、市民後見人の養成及び活動状況について教えていただけますか。</p>
委員	<p>社会福祉協議会において市民後見人の養成講座を行っており、現在、市民後見人の登録者数は、６０人を超えています。</p> <p>登録者のうち、１０人弱の方は、社会福祉協議会の非常勤職員として採用し、法人後見事業の担い手として活動いただいています。</p>
会長	<p>他にご意見やご質問はございますか。</p>
委員	<p>ペアレントメンターの養成と活用について、内容を伺います。</p>
主幹 (相談支援担当)	<p>養成については、県の発達障害総合支援センターにおいて、毎年、体系的な研修が行われておりますので、これを活用していきたいと考えています。</p> <p>また、活用については、相談支援の一環として、障害者支援協議会で検討してまいりたいと考えています。</p>

委員	<p>計画に、ペアレントメンターの実数が記載されてしまうと、保護者の中には、ペアレントメンターに指名され、活動することに不安をいただいている方もいらっしゃると思いますので、具体的な内容を伺いたかったのですが、まだ決まっていないということでしょうか。</p>
課長	<p>詳細は決まっておきませんが、令和3年度に市の職員が、県のペアレントプログラムの研修を受講し、その後、令和4年度以降に保護者に対してペアレントメンターの養成を行っていくことを考えております。</p>
会長	<p>ペアレントメンターに指名された方は断ることもできますし、活動自体もできる範囲で行えばよいと思いますので、実施前から心配しないでもよろしいのではないかと思います。</p>
委員	<p>現在、活動している障害者相談員の計画での位置付け等から考えて、ペアレントメンターを計画に記載することやその役割自体に疑問がありますので、検討をお願いいたします。</p>
会長	<p>ペアレントメンターについては、国の基本指針に示されていますので、その点も踏まえて事務局で検討をお願いいたします。</p> <p>他にご意見やご質問はございますか。</p>
委員	<p>総合的、専門的な相談の中で、ひきこもりの方への支援について記載がありますが、ホームレスの方や軽犯罪を繰り返す方の中にも、障害のある方がおり、そのような隠れた障害にも着眼すべきと思います。警察などの関係機関との連携についてもご検討いただければと思います。</p>
委員	<p>地域生活定着支援センターも軽犯罪者の支援を行っておりますので、連携先として必要と思います。</p>
会長	<p>地域生活定着支援センターは、県内に3か所ほどあったかと思いますが、連携先として検討していただければと思います。</p>
委員	<p>保護司の方も連携先として必要と思います。</p>
会長	<p>他にご意見やご質問はございますか。</p>
委員	<p>ひきこもりの方や8050問題の支援については、具体的な支援策を検討する新しい仕組みが必要と思います。</p>

会長	障害福祉の枠組みだけで考えられるかという問題もありますので、市としてどのように位置付けていくかという点も含めて検討をお願いします。
会長	他にご意見やご質問はございますか。
委員	この計画の総合的・専門的な相談支援体制の構築とは、社会福祉法で位置付けられる相談体制を見越し、令和5年度に実施ということなのでしょうか。
課長	<p>現行計画では、障害のみの基幹相談支援センターの開設を位置付けておりました。しかし、このたびの社会福祉法の改正では、障害だけに限らず、高齢、子ども、生活困窮の方も含めた重層的な支援体制も盛り込まれております。</p> <p>このため、形態については、社会福祉法に位置付けられる重層的な相談体制の構築に決定したということではなく、その方向性も踏まえながら考えたいということでございます。</p> <p>目標年度については、令和5年度としておりますが、少しでも早く設置できるよう取り組んでまいります。</p>
会長	市としての方針は決まっているのでしょうか。
課長	まだ、決まっておりません。このため、計画では、障害のみの基幹相談支援センターまたは属性にかかわらず相談センターとしての基本指針第一の一の4（一）に掲げる体制の構築と記載いたしました。
委員	会長にお伺いしたいのですが、今後、相談支援事業はどのようになっていくと思われませんか。
会長	<p>社会福祉法の改正により、市町村は、予算上の枠組みを取り払って、総合的、専門的な相談支援事業を実施することが可能となります。</p> <p>ただ、私は、この件について、慎重に考える必要があると考えています。地域包括支援センターは、中学校区の日常生活圏域で設置されていますが、基幹相談支援センターは、市町村単位あるいは県域単位で設置されているので、守備範囲がありません。また、子どもの相談や生活困窮者の相談も、必ずしも基幹相談支援センターの区割りと合っているわけではありません。</p> <p>それから、様々な協議会が設置されていますが、それらとの関わりをどのようにしていくかなど、具体的に検討が必要な項目が多くあり、きちんと積み上げた上で、全部の相談事業を統合するのか、あるいは専門分化さ</p>

会長	<p>せて連携していくのかを考えていかないと形ありきになり、実態と合わなくなるという懸念があります。</p> <p>市は、まだ結論を出していないということですので、皆さんも具体的に考えて、方針に関わっていかれた方がよいと思います。</p>
委員	<p>ありがとうございました。</p>
会長	<p>他にご意見やご質問はございますか。</p> <p>(なし)</p>
会長	<p>次に、第2期飯能市障害児福祉計画の部分について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
主幹 (相談支援担当)	<p>(資料により説明)</p>
会長	<p>第2期飯能市障害児福祉計画について説明がありました。</p> <p>何かご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。</p>
委員	<p>居宅訪問型児童発達支援について、現状をお伺いします。</p>
課長	<p>現在、飯能市には事業所がございません。今後、開設されるよう各事業所に働きかけてまいりたいと考えます。</p>
委員	<p>市内に、居宅訪問型児童発達支援事業所がない中で、現在はどのような在宅支援がなされているのでしょうか。</p>
主幹 (相談支援担当)	<p>在宅の支援につきましては、医療機関の主治医や療育機関からの訪問、または訪問看護のチームが担っています。</p>
会長	<p>療育機関の訪問とはどのようなものですか。</p>
主幹 (相談支援担当)	<p>療育センターのスタッフが訪問するものです。</p>
会長	<p>県の補助事業で知的障害者の相談を受けている機関が、在宅の家庭に行き相談を受ける巡回療育事業だと思います。</p> <p>他にご意見やご質問はございますか。</p>

	(なし)
会長	では、全体として、ご意見やご質問はございますか。
会長	障害者支援協議会の方は、出席されていますか。
主幹 (相談支援担当)	協議会の会長はご都合がつかず、出席しておりませんが、事務局が参加しています。
会長	<p>本計画では、協議会が担っている項目が多くあります。列挙しますと、入所者の地域生活への移行、地域生活支援拠点の活用、相談支援体制の構築、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム、障害福祉サービスの人材確保と人材育成などです。</p> <p>計画に記載されるということは、今後3年間で検討し、確実に実行に移すことになるわけです。このため、協議会の方に承知されているかを確認したかったのですが、協議会の方には、事務局より十分な説明をお願いします。</p>
会長	他にご意見やご質問はございますか。
委員	<p>障害福祉サービスは予算を伴う法定サービスであり、保護者のボランティアで行われるペアレントメンターとは性質が異なると思われます。</p> <p>また、これまでの相談経験からも難しい内容であり、障害福祉サービスと同列で記載されることに保護者の方も負担を感じています。</p> <p>会長のお話にもありましたが、確実に実行に移すということからも、計画に記載すべきものなのかご検討をお願いします。</p>
課長	ペアレントメンターについては、今回の計画から新たに位置付けられた項目です。国の基本指針に基づき、記載すべきものと認識しておりますが、ご意見を頂戴しましたので、県等に確認したいと考えます。
会長	他にご意見やご質問はございますか。
委員	発達障害者の支援に関しては、児童だけでなく大人も含めた枠組みで、市独自の支援が必要と思います。
会長	現行計画には、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の項目がありました。今回の計画では、都道府県及び政令指定都市での設定項目であるため除いたということでしょうか。

課長	<p>現行計画では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の項目で、協議の場の設置を目標にしております。そして、既に協議の場を設けております。</p> <p>今回の計画で除いた理由は、会長のおっしゃるとおりでございます。</p>
会長	<p>協議の場もなくなるのでしょうか。</p>
課長	<p>協議の場は、今後も継続いたします。</p>
会長	<p>何を協議するのか計画に記載しなくてよいですか。</p>
主幹 (相談支援担当)	<p>協議の内容を記載しておりませんが、国の基本指針に沿い見込量を記載しています。</p> <p>飯能市は精神科の病床が大変多い地域という認識で長期入院の方の地域移行は引き続き課題となっておりますし、ヒアリングでもまだまだ偏見が多いということで、精神障害の方がひっそりと地域で暮らしている中で訪問サービス等を望まれています。また、地域福祉的な視点で互助の強化や包括ケアの取り組みの中であわせて検討を進めていきたいと思っております。</p>
会長	<p>分かりました。協議の場の開催回数の見込量は記載されています。</p> <p>それから、障害者自立支援審査支払システム等による審査結果の共有について、内容を伺います。</p>
主幹 (障害総務担当)	<p>現在も国保連の審査支払システムでエラーが出た場合、事業所に審査内容の照会及び修正指導を行っていますが、エラーが多い事例につきまして抽出し、年2回ほど市内の事業所に内容を伝えていくような連携体制を考えています。</p>
会長	<p>強度行動障害のある方の受け入れができる生活介護の事業所の必要性について意見があったと説明がありましたが、内容として計画の中に記載はありますか。</p>
主幹 (相談支援担当)	<p>事業の内容は、記載されておられません。</p>
会長	<p>強度行動障害の方の受け入れができる事業所を増やすということになると、強度行動障害の支援者養成研修を受講する職員数の見込量の設定や外部のスーパーバイザーを招いて指導を受けるなど、具体化する内容の記載がないと実現できないと思われまますので、検討をお願いします。</p>



委員	先ほどの説明の中で、飯能市では精神病床が多いとありましたが、精神科病床で届け出て、実際は老人病院というところが多いわけですが、それを加味した長期入院ということでしょうか。
主幹 (相談支援担当)	市内の精神科の病床数は、狭山保健所のデータでは、800数十病床ということで県内の他の地域に比べ多いということですが、このうち、認知症者を対象としている病床は概ね半分以上と把握しております。長期入院につきましては、国で公表しているデータでは、飯能市に住所を置くもので、全入院患者が307人で、市外の病院の入院患者も含まれます。市内の病院では、200数十人です。また、市内の病院における地域移行については、10年間で40人程度進んできております。病床削減を行っている病院もあります。
会長	他にご意見やご質問はございますか。
委員	重度障害の方について、日中活動支援型グループホームを活用していく記載がありますが、市内での受け入れが可能となりますか。
課長	現在、市内に受け入れ可能な事業所はございませんので、引き続き働きかけを行ってまいります。
会長	他にご意見やご質問はございますか。
委員	相談事業の連携体制の強化や基幹相談支援センターの設置を望みます。
会長	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの項目に、連携強化についての記載を追加していただくと、協議会で話し合う内容のイメージが湧くのではないかと思います。
会長	他にご意見やご質問はございますか。
委員	施設でできるサービスは、限られておりますので、地域の中でいろいろなサービスを受けることができる環境づくりができればと思います。
会長	他にご意見やご質問はございますか。
委員	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の中で、地域移行支援や地域定着支援を推進するための具体的なサービスの供給量について、数値目標として設定できればとよいと思います。

